

○宮崎大学教育学部企画委員会規程

平成 28 年 4 月 1 日  
制 定

(趣旨)

第 1 条 宮崎大学教育学部に、学部運営に係る基本的な企画立案のため、宮崎大学教育学部企画委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、教授会又は学部長の諮問を受け、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学部の将来構想とそれに伴う概算要求事項に関する事。
- (2) 規程、規則等の制定改廃に関する事。
- (3) その他、学部の基本的事項に関する事。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学部長
  - (2) 評議員
  - (3) 副学部長（研究担当）
  - (4) 小中一貫教育コースの文系、理系及び芸保・生活系の各グループから選出された教員各 1 人
  - (5) 教職実践基礎コース及び発達支援教育コースから選出された教員 1 人
- 2 前項第 2 号及び第 4 号及び第 5 号委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
- 3 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。委員長は第 3 条第 1 項第 2 号の委員。副委員長は同条第 3 号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 副委員長は、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第 6 条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務長の出席)

第 7 条 事務長は委員会に出席し、必要に応じて発言することができる。

(事務)

第 8 条 委員会の事務は、学部事務部総務係において処理する。

(その他)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。